

平成 2 9 年第 1 回秩父別町議会定例会会議録 目次

第 1 日目 平成 29 年 3 月 9 日（木）

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5	議案第 1 号	平成 28 年度秩父別町一般会計補正予算（第 7 号）について	5
6	議案第 2 号	平成 28 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について	16
7	議案第 3 号	平成 28 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	17
8	議案第 4 号	平成 28 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について	17
9	議案第 5 号	平成 28 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）について	18
10	議案第 6 号	平成 28 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について	18
11		平成 29 年度秩父別町行政執行方針	別掲
12		平成 29 年度秩父別町教育行政執行方針	別掲
13		一般質問	20
14	議案第 7 号	秩父別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定について	25
15	議案第 8 号	秩父別町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の設定について	27
16	議案第 9 号	秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について	28
17	議案第 10 号	秩父別町コミュニティ会館条例の一部を改正する条例の設定について	29
18	議案第 11 号	秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について	29
19	議案第 12 号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	30
20	議案第 13 号	秩父別町営ゲートボール場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について	30
21	議案第 14 号	土地の無償貸付について	31
22	議案第 15 号	秩父別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	33
23	議案第 16 号	平成 29 年度秩父別町一般会計予算について	39
24	議案第 17 号	平成 29 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について	39
25	議案第 18 号	平成 29 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について	39
26	議案第 19 号	平成 29 年度秩父別町介護保険特別会計予算について	39

27	議案第 20 号	平成 29 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について	39
28	議案第 21 号	平成 29 年度秩父別町簡易水道事業会計予算について	39

平成29年第1回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 平成29年 3月 9日（木曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 3月 9日 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	土井 享 君	8番	本村 修二 君
1番	岡崎 丈司 君	2番	藤岡 浩文 君
3番	大野 敬 君	4番	畑田 壽 君
5番	寺迫 公裕 君	6番	柴田 壹隆 君
7番	早川 正剛 君		

欠席議員（なし）

出席説明員

町 長	神 薮 武 君	副 町 長	澁 谷 信 人 君
教 育 長	西 田 康 二 君	総 務 課 長	高 鶴 公 人 君
企 画 課 長	竹 内 剛 君	住 民 課 長	尾 垣 義 次 君
産 業 課 長	金 子 利 生 君	建 設 課 長	永 峰 敏 幸 君
教 育 課 長	早 川 聡 君	農委事務局長	宮 武 幸 充 君
農 委 会 長	造 田 聡 君	代表監査委員	戸 田 保 君

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

白木隆弘君

吉田悟君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

5 番

寺迫公裕君

6 番

柴田壹隆君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（土井君）

ただ今から、平成２９年第１回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第１ 会議録署名議員の指名)

議 長（土井君）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１１７条の規定により、５番 寺迫 公裕君、６番 柴田 壹隆君を指名いたします。

(日程第２ 会期の決定)

議 長（土井君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月１３日までの５日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議ないものと認めます。

よって会期は、本日から３月１３日までの５日間に決定いたしました。

(日程第３ 諸般の報告)

議 長（土井君）

日程第３、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（白木君）

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、議案第１号から第２３号までの２３件がございます。

また議長からの付議事件として、所管事務調査の申し出についてがございます。

なお、教育委員会教育長から、秩父別町教育委員会の活動状況に関する点

検・評価報告書、監査委員から、指定管理者並びに指定管理施設の監査の結果及び12月、1月、2月までに実施いたしました例月出納検査の結果が参っております。写しをお手元に配付しておりますので朗読を省略いたします。

以上でございます。

議 長（土井君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議 長（土井君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（神薮君）

本日、重要案件をご審議いただくため、第1回町議会定例会を招集致しましたところ、年度末で何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。昨年、12月13日の第4回町議会定例会以後の行政執行の主要な事項についてご報告を申し上げます。

最初に、職員の動静についてであります。

まず、職員の退職についてであります。今月末をもちまして、澁谷副町長と川人技術長が退職をいたします。澁谷副町長は、先月、後進に道を譲りたいとの思いから、辞表を提出されまして、突然のことでもあり大変驚きましたけれども、本人の意志が固く、やむなく承諾をいたしました次第であります。澁谷副町長は、深川西高等学校を経まして、昭和51年に神戸学院大学法学部を卒業後、秩父別町役場に奉職をされ、総務課を中心に活躍されました。平成8年に産業課主幹として管理職に登用されて以来、総務課主幹、総務課長補佐、議会事務局長、総務課長の要職を歴任されました。さらに、平成23年3月には議会での満場のご賛同をいただき副町長に選任され、今日まで6年間本町の振興発展にご尽力をいただいたところであります。澁谷副町長は、持ち前の行動力と適切な決断力を遺憾なく発揮をされ、常に職員の先頭にたって職務に精励されてこられました。また、自治体法務に精通し、その卓越した文章力は他の職員の模範となるものでありました。澁谷副町長

は、任期を2年残してのご勇退であります。多くのご趣味をお持ちでありますので、勇退後もお忙しい毎日を過ごされると思いますが、健康に十分留意されますようお願い申し上げます。

次に、川人技術長であります。北海高等学校を経まして、昭和56年に東海大学工学部を卒業され、民間会社にお勤めの後、平成5年に本町の建築技師として奉職をされました。平成19年に建設課主幹として管理職に登用され、平成26年に技術長に昇格をし、本町の公共施設の建設や維持管理にご尽力をいただいておりますが、この度一身上の都合により退職されることとなります。今後のご健康でのご活躍をお祈り申し上げます。

次に職員の新規採用につきましてご報告を申し上げます。本年度は、一般事務職4名と土木技師1名の5名を採用いたします。事務職の一人目は、雨竜町在住の源航輝さんですが、滝川西高等学校を今春卒業された方です。次に、札幌市在住の宇野彩花さんは、札幌国際情報高等学校を平成28年3月に卒業された方です。次に、深川市在住の高田あずさんは、深川西高等学校を平成28年3月に卒業された方です。次に、山本昂平さんですが、2条2丁目の山本隆さんの息子さんで、深川西高等学校を平成27年の3月に卒業された方です。一般事務職の新規採用は以上の4名で、いずれも管内町村会の統一試験を優秀な成績で合格した方であり、大いにご期待を申し上げます。

次に、土木技師として採用いたしますのは、名寄市在住の東海林隆行さん34歳です。東海林さんは、平成13年から土木関係の民間会社に勤務されていた方で、奥さんと、3歳児と5か月になるお子さんの4人家族で本町に転入されます。民間会社での経験を十二分に発揮をされ、活躍されることを期待しております。

次に、職員の派遣ですが、企画課の佐々木裕太主事をこの4月から1年間、北海道総合政策部地域創生局に派遣することで道庁との協議が整い、最終的な調整を行っているところであります。地域創生局は、総合交付金や移住定住などを担当している部署でありまして、佐々木主事の活躍をお祈り申し上げます。

次に、この4月から2年間、北海道から農地保有適格法人の設立や新規就農者の確保のため職員を派遣いただくことで道庁との協議が整い、最終的な

調整を行っているところであります。ご勤務いただく職員におかれましては、北海道で培われた知識、経験を最大限發揮していただき、本町農業の振興発展にご尽力いただきますようご期待を申し上げるところであります。

以上が職員の動静についての報告とさせていただきます。

次に、ホームコンビニ、ホームックニコットの出店についてご報告を申し上げます。昨年１２月に、札幌市に本社をおきます、株式会社ホームックニコット様から、町内の農家の方にホームコンビニ店を出店したいので、土地を貸してほしい、とのお話がございました。その後、ニコット様の役員の方が役場にお越しになり、同様のお話を伺ったところであります。現在は、既に地権者の方と土地の賃貸借についての合意に至り、この度、農業振興地域の変更申請、及び農地転用申請が提出されましたので、今後は、手続きを経まして工事に着手し、この秋にオープンの予定であります。店舗に供する土地は、２条３丁目の国道沿いの農地で面積は約３，６００㎡であります。

株式会社ホームックニコット様は、生活用品等を販売するホームセンターの小型版であり、主に地方の市町村に積極的に出店し、道内で５８店舗を展開し、地域の方々に喜ばれている小売店であります。町といたしましては、町民の利便性の向上をはじめ、就労の場の確保など、町の活性化に資することから、早期の開店を願うところであります。

以上を申し上げまして、私の行政報告とさせていただきます。

議 長（土井君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（西田君）

３月１日現在における新学期からの児童生徒数、小、中学校の学級編制状況についてご報告申し上げます。

小学校の全生徒数は前年度と比較し、９名増の７７名で、このうち普通学級の在籍予定児童数は、１年生が１９名、２年生８名、３年生１９名、４年生９名、５年生１７名で６年生につきましては、昨年度に引き続き欠学年となります。学級数は、特別支援の対象児童が２名から５名に増えたことから特別支援学級が１学級増の３学級で、普通学級と合わせまして昨年度より１学級増の８学級の学級編制となります。職員数も特別支援児童の増により２

名増となり、校長、教頭を含めての職員数は１１名、養護教諭と事務職員が各１名の、計１３名が配置される予定です。

一方、中学校の普通学級生徒数は、１年生が１３名、２年生が１４名、３年生が１４名であります。特別支援学級は昨年度と同じく２学級で、中学校の全生徒数は前年度と比較し１名増の４３名、学級数は５学級をもつての学級編制となります。職員数は昨年度と同じく、校長、教頭を含めて１１名、これに養護教諭、事務職員各１名が加わり、計１３名の配置となります。

以上、小、中学校の学級編制について行政報告とさせていただきます。

議 長（土井君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第５ 議案第１号「平成２８年度秩父別町一般会計補正予算（第７号）について」）

議 長（土井君）

日程第５、議案第１号「平成２８年度秩父別町一般会計補正予算（第７号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第１号に対しての質疑を行います。 ３番 大野君。

３ 番（大野君）

ええと、私から１４ページ、障がい者介護給付費、それとあと、その下にあります高齢者等冬の生活支援事業、これそれぞれあの、減額補正されております。障がい者介護給付費の方は、平成２６年から３年間それぞれ減額補正になってますし、高齢者冬の生活支援事業、これは平成２７年、２８年とそれぞれ減額補正、というよりもこれは実績なしということで減額補正されているんですけれども。それでお聞きしますけれども、この障がい者介護給付費、これは減額補正されている理由としてですね、利用者が減ったのか、

それとも、このサービス内容等で減額になったのか、どちらかそれちょっとお聞きしたいというのと、もう一つ、高齢者等冬の生活支援事業、これは実績ないということですけれども、その理由、支給の条件がどういう条件なのか、支給の条件に本町民が該当するにも関わらず申請がなかったからということであればですね、当然、この支援事業、これ自体町民が知らないんじゃないかという部分も懸念されますんで、その点についてお聞きしたいと思いますがよろしいでしょうか。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

障がい者介護給付費等々、高齢者等冬の生活支援事業についての、減額となっている理由ということでのご質問にお答えいたします。

まずあの、障がい者介護費等の減についてなんですけれども、これにつきましては、利用者の減ということでご理解いただければと思っております。毎年度予算を見込んで計上しているんですけれども、年度途中でですね、亡くなられるとか、施設を退所される、そういったことの利用減によるものでございます。

また、高齢者等冬の生活支援事業につきましては、これあの、いわゆる福祉灯油といわれるものの支給でございまして、年によりまして、灯油の価格が値上がりした場合には、支給をするよという事業としてございまして、平成27年、28年につきましては、概ね12月1日現在の灯油の価格で見ていくんですけれども、平成27年度にあってはリッター当たり71円、28年度にあっては65円と、非常に安い灯油価格で推移していたということで支給をしてございません。逆に平成24、25、26年度につきましては、概ね100円前後の灯油価格であったということから支給を計画してございます。

それで、今説明いたしましたとおり、概ね、灯油の価格が100円を超えるような時には補助をすると、給付をするということで行っておりますので、27、28については灯油価格が安価であったということから支給をしてございません。

以上です。

議 長（土井君）
副町長。

副 町 長（澁谷君）

補足をさせていただきますけれども、だとすれば、灯油、高い時にくれればいいじゃないかという話になろうかと思えますけれども。当初予算で頭出ししておかなければ、道の補助金の該当にならないということでありまして、今回、50万円歳入で減額いたしましたけれども、道、町の歳出と道費の歳入を組んでいるということでございまして、頭から組まなければ補助の対象にならないから組んでいるということでございます。

議 長（土井君）
3 番 大野君。

3 番（大野君）

町の予算の仕組みの部分でこういうふうになっているということで、結局、高齢者の冬の生活支援事業、これまあ、除雪の関係だと思うんですけども、こういうやつはもう既に、町の方から高齢者に対して支払っているから、そういうことですよね。

議 長（土井君）
副町長。

副 町 長（澁谷君）

あの、説明が足りなかったんですけども、この冬の生活支援事業というのはですね、お年寄りの世帯、あるいは所得の低い方の灯油です。いわゆる暖房の灯油に対する補助でございます。
よろしく申し上げます。

3 番（大野君）

はい、わかりました。

議 長（土井君）
8 番 本村君。

8 番（本村君）

15 ページのですね、2 項、児童福祉費、13 節のですね、部分で委託料について伺いをします。あの、1, 153 万 7, 000 円の減額ということでございます。説明では、認定こども園の管理費、また、子育て支援センター事業広域入所ということでございますが、まああの、認定こども園につきましては、入所される方が年々増えているということで、増設もしている状況でありますけれども、結果的にまあ、1, 100 万円以上の、補正、減額補正ということでございますが、この部分につきましては、どの部分、管理運営なのか支援センターの事業の部分なのか、またあと、子供さんの状況、私たちにすると増えているというふうに思っておりますが、子供さんが思ったより入所されてなかったのか、その辺の理由についてご説明をお願いします。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

認定こども園の管理運営費の減額についてですけれども、このこども園の管理運営の部分で、1, 037 万 3, 000 円を減額してございますけれども。

まずあの、当初予算組みました時には未満児の児童が増えているということで、職員、正職員を正規で採用する予定で組んでおりましたけれども、実際、保育士不足によりまして、それが叶わなかったということと、年度途中で一人、保育士、退職してございまして、その部分がこの管理運営費の減額になっているという事情でございます。

またあの、平成 28 年度の入所児童なんですけれども、4 月始まりの時点で 67 名で、その間、夏場で 70 名を超える時期もありながら、3 月には 69 名と入所の数になってございます。

以上、説明とします。

議 長（土井君）
8 番 本村君。

8 番（本村君）

今、説明があったように、職員を確保するつもりがなかなか出来なかったという部分が大きかったということでございますけれども、そういう部分では、今後についても確保の部分というのはどういう状況にあるのか、ちょっとお伺いできるものであれば、お伺いしたいと思います。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

今現在、こども園なんですけれども、正職員が8名で、プラス臨時職員を概ね毎日4名ほどいる中で運営をいたしてございます。29年度につきましては、2名採用することとなってございますが、1名退職もはっきりしていることで、体制といたしましては、正職員が1名増える中での保育を行う予定となってございます。

議 長（土井君）
7 番 早川君。

7 番（早川君）

今の質問とダブることになるかもしれませんが。

昨年春ですね、保育士の不足、それに関係して入所される児童の充足度ですか、十二分に人数的に父兄の希望に答えられないような状況が生まれたかに聞いておりますけど、今現在、職員の数、今、課長いわれましたけど、正規の、正規といいますかね、保育所の適正な保育士は何名で、そしてそれに関わる希望者、父兄の希望者の充足率ですね。例えば、100人が申し込みがあって100人全員が入所可能ですよと、そういうことが出来たのか。

あるいは、ちょっと職員が足りないので他の施設に、保育所にいれられた方があるかどうか。そこらちょっと、数字的に分ければ教えてください。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

こども園の保育士の配置につきましては、例えば、0歳児であれば3人のお子さんに1人の保育士を充てる、4、5歳児であれば30人に1人の保育士を充てるということで、国の基準というものがございます。そういったものでいきますと、基準としては11名の保育士の基準がいるというところであつたんですけれども、それに対して、常勤の職員、いわゆる正職員と臨時職員を充てることで、11名の基準を満たす形の中で運営をしているところではございます。ただどうしてもその、3歳未満児のお子さんの中でもですね、多動であるですとか、そういった保育士を更に1名必要とするようなお子さんもいらっしゃるということで、そういった中で、運営しているという状況で、臨時職員を増やしているような状況でもございます。

またあの、全員が入所できたのかということだったかと思うんですけれども、一応、入所という形をとってございますけれども、時期によりましてはご協力いただくということで、例えば、農繁期が終わった後の奥さんで仕事のなさらない方ですとか、パートで勤めてたんだけれども、1か月に1回づつ仕事は休む、そういった時にはお子様を家で見てほしいということで、家で見ていただく中で、人数を調整して保育をいたしたという実績がございます。

議 長（土井君）
7番 早川君。

7 番（早川君）

まあまあ、今の答弁を理解すれば、希望者通りには入所を保育所ではきちんとやっている、そういうふう理解して良いと思うんで、いいんですか。

例えばもう一つ、関連なんですけどね。例えば今、10か月、生後10か

月未満は入所、ちょっと遠慮してもらおうというような形だろうと思うんですけどもね。まああの、お母さん、お父さんのいろいろな関係で、それをもっと緩めてほしいというような声も聞いておりますけれども、そこら保育所、今後どんな対応を考えているのかお聞きしたいです。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

10か月未満のお子さんの保育についての話かと思うんですけども、こども園の方からは10か月に満たないお子様の保育については、今、説明いたしました通り、保育士も不足している中で、更に手が係ると申しあげましょうか、そういったことですので、今のところ10か月未満のお子様の保育をするという予定はしてございません。

町 長（神薮君）
はい、ちょっと補足をさせていただきます。

議 長（土井君）
町長。

町 長（神薮君）
数だけそろえば良いっていうものではなくてはですね。やっぱり、保育士の能力の差があるんですよ。ですからその辺がね、やはりあの、確保出来てもなかなか任せられないっちゃうのがありましてね、そういう現状でもあるということも、ご理解いただきたいと思います。

7 番（早川君）
はい、わかりました。いいですよ。

議 長（土井君）
5番 寺迫君。

5 番（寺迫君）

関連なんですけれども、今、預ける側のお話だったんですが、預けられる方のちょっと内容を聞きたいと思うんですが。指定管理出しているということで、保育士さんの給料、安いということで、指定管理料、何年か前に上げた経緯がございます。そういった中で、内情を聞くと通勤では上がったんですけども給料上がらないですとか、まあいろんな話も水面下で聞くんですけども、そういった中で他の地域、1市5町でもいいんですけれども、その中で秩父別町の保育所の保母さんの給与ですね、他の地域と比べてどうなのかっていうのを、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（土井君）

住民課長。

住民課長（尾垣君）

他の地域との保育所の給与の差ということかと思うんですけれども、本町の保育士につきましては、まず、給与改定を平成27年度にしまして、一律給与を大幅に上げてございますし、賞与につきましても、公務員並みの賞与を与えるということで条件をつけてございます。そういった中にありまして、近隣と比べましても年俸で見た場合には、上の方にあるというふうに理解してございます。あくまでも、直営でやっている町につきましては、ちょっと別でございますけれども、それ以外の民間でやっているところと比較しましても、決して安くはないというふうに理解してございます。

議 長（土井君）

5 番 寺迫君。

5 番（寺迫君）

今、幼保一貫教育ということで、新十津川さんやなんかの見本にして、保育所と幼稚園ですね、という形のものと、あと、一時保育で未満時の子供を預かるということで、以前よりはあの、労働条件って言いますか、預かる条件が幅広くなってですね、保母さんにも、まあ負担が大きくなっているのも

確かだと思うんですが、そういった中で秩父別の場合は、保育所と幼保一体という、一時保育も預かるというようなことで、あの幼稚園は比べますと文部省管轄なんで、時間も短いしカリキュラムも違うというようなことで、先生方の労働条件っていいですかね、そういったものは少ないと思うんですが、その今の比べた保母さんの給与っていうのは、そういったことも加味しての秩父別町の給与は高くないというふうな資産でよろしいんでしょうか。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

近隣の市町の状況なんですけれども、本町と同じようにこども園の形式をとって、いわゆる幼保を連携してやっているところもございますし、保育所という形で単体でやっているところもございます。中身につきましては、若干、違いはあるんですけれども、実際に行うのはやはり保育がメインということもございます、そういったところで見れば、全部一緒といいますか、同じラインに立っての比較という意味で、本町の保育所の給料は決して安くはないということで、よろしいでしょうか。

議 長（土井君）
副町長。

副町長（澁谷君）

まずあの、保育士の待遇でございますけれども、低くないというより高いです。秩父別町の認定こども園の保育士の給料は高いです。それは、間違いないということです。

それから、お子さんが増えたという一番大きな理由はですね、昨年から町長が政策で、第二子以降を無料にいたしました。それで、ドカンと増えてきたというのが実情でございます。

議 長（土井君）

他に質疑はございませんか。 2 番 藤岡君。

2 番（藤岡君）

15 ページの高齢者のタクシー補助券について、ちょっとお伺いしたいと思います。ええと、町では高齢者の方にタクシー補助券を出して、買い物弱者ですとか、それぞれ生活の足に使っていただきたいということで、大変感謝しておるわけなんですけど、54 万円減額という、総予算の 3 分の 1 が減額ということになってるんですが、タクシー補助券は今、町内移動の部分と高速バスの乗り継ぐための、ということで 2 種類あったかなというふうに理解しておりますが、その辺の、内訳、使われ方、使われている率ですとかちょっと分かったら教えていただきたいと思います。

議長 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

まずあの、高齢者タクシー助成についてでございますけれども、28 年度の実績といたしまして、今まで 4 月から 1 月分の実績なんですけれども、実人員で 82 名の方が、この券を使用してございます。それで、月平均、概ね 82 名が利用しているということで、見込みと比べまして若干少ないような数字となっているところでございます。

高速バスの利用につきましては、こちらとはまた別の科目を設けて支出してございますので、こちらの方には実績は上がっておりません。

以上です。

議長 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

高速バスを利用する際に、そのバス停まで行くバスの利用につきましては無料としてございまして、町内から行く場合には、そこまでは無料で券を使って行っていただくという形になってございます。

議 長（土井君）

他に質疑はございませんか。 7 番 早川君。

7 番（早川君）

ええとあの、室内遊戯場に関しての質問にいかせていただきますけれども。

今回、金額が大きいですね、減額が4,600万。これは単に、工事入札の減なのか、それとも、最初の見積もりが甘かったのか、ちょっとその中身をちょっと教えてください。

議 長（土井君）

企画課長。

企画課長（竹内君）

屋内遊戯施設の整備にかかる減額の関係ですけれども、当初予算で乗せた時点ではまだ設計が全て上がっている状態でなくて、概算工事費で計上させていただいてございます。当然、資材の物価の上昇、人件費の上昇等の予想されるもの全て見込んだ中で、概算工事で見込んでいることから、設計が上がった時点で、入札の時点ですね、全ての詳細が上がった時点で精査いたしまして、予定価格を組んだ時点で5,000万程度の減額になってございます。

そのほかの部分につきましては、入札を行った減額ということで1,000万程度の減額となっております。

議 長（土井君）

7 番 早川君。

7 番（早川君）

まあ、当初予算より減額ですから、結果的には喜ばしいことだろうと思いますけれども。まああの、4月1日オープン、多くの関係者並びに町、内外の皆さん方が大きな期待をしております。是非、成功されますことを記念いたしたいと思います。

質問、終わります。

議 長（土井君）

他に質疑はございませんか。ないようですのでこれにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第6 議案第2号「平成28年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」）

議 長（土井君）

日程第6、議案第2号「平成28年度秩父別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第2号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

午前11時10分まで休憩をいたします。

休 憩 午前11時00分

再開 午前 11 時 10 分

再開いたします。

(日程第7 議案第3号「平成28年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」)

議長 (土井君)

日程第7、議案第3号「平成28年度秩父別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議長 (土井君)

これより、議案第3号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。(ありませんの声) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第4号「平成28年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」)

議長 (土井君)

日程第8、議案第4号「平成28年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第4号に対しての質疑を行います。質疑はございませんか。
（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第9 議案第5号「平成28年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について」）

議 長（土井君）

日程第9、議案第5号「平成28年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第5号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。
（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第10 「平成28年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について」）

議 長（土井君）

日程第10、議案第6号「平成28年度秩父別町簡易水事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

これより、議案第6号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第11 平成29年度秩父別町行政執行方針）

議長（土井君）

日程第11、町長から平成29年度秩父別町行政執行方針を伺います。町長。

町長（神薮君）

別紙「平成29年度秩父別町行政執行方針」により朗読

（日程第12 平成29年度秩父別町教育行政執行方針）

議長（土井君）

日程第12、教育長から平成29年度秩父別町教育行政執行方針を伺います。

教育長。

教育長（西田君）

別紙「平成２９年度秩父別町教育行政執行方針」により朗読

議 長（土井君）

午後１時３０分まで休憩をいたします。

休 憩 午前１２時０７分

再 開 午後 １時３０分

再開をいたします。

（日程第１３ 一般質問）

議 長（土井君）

日程第１３、一般質問を行います。３番 大野君の発言を許します。３番 大野君。

３ 番（大野君）

議長のお許しをいただきましたので、私から高速留萌号のバス停の整備についてお尋ねをいたします。

本町と札幌を結ぶ、高速留萌号のバス停が秩父別インター近くに移動して３年半が過ぎました。高速留萌号はＪＲよりも運賃も安く、深川駅で乗り換える必要もないことから、高齢者の多い本町にとって、今後、重要な公共交通機関になるものと思われます。

しかし、未だ待合所となる建物がなく、町ではタクシーを利用して、バスが来るまでの間タクシーの中で待ってもらうとか、いろんなそういうようなバス利用者に対して便宜を図っておりますけれども、タクシーは本町に１台しかなく、タクシーを利用できない時などは路上でバスを待つこととなります。

この高速留萌号のバス停の問題は、平成２６年６月の定例議会におきまして、町長が詳細に答弁され、待合所設置の困難性についても十分理解しておりますけれども、高齢者ドライバーの免許返納とか、あるいは、その、認知症の方の返納、そういった問題で高齢者の足の確保、こういったものが問題

となっておりますので、公共交通機関に対する行政のフォロー、こういったものも欠くことのできない問題ではないかと思えます。

確かに、利用者も少なく、また、高規格道路が完全開通した後のバス会社の方針、こういったものも不透明な点もあります。しかし高速留萌号を利用する町民の方がいる限り、雪だとか雨風をしのげる、あるいは手荷物を置くことのできる簡易な建物、こういったものも必要ではないかと思えます。

そこで、現在のバス停の近くに待合所を整備することに関しまして、町長の考えをお尋ねいたします。

議 長（土井君）
町長。

町 長（神薮君）

大野議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

高速留萌号のバス停の整備につきましては、平成26年6月の定例議会において当時の議員から一般質問をいただきましたが、再度、町の考え方についてお答えさせていただきます。

札幌留萌間の高速留萌号につきましては、平成25年3月の大和田インターチェンジ供用開始に伴い、7月1日から運行経路が変更され、役場前のバス停についても秩父別インター入口に移設されたところであります。運行経路が変更になる以前は、往復で1日平均6名程度であった乗降客も、現在は往復で2名弱と減少しておりまして、従いまして片道に限りまして1名に満たない状況でありまして、今後においても利用者の増加はそう見込めないものと考えています。

議員ご提案の、秩父別インター入口に待合所を整備することにつきましては、現在の利用状況を考えますと費用対効果が見込まれず、また、利便性の向上を図るためには、待合所の建物だけでなく駐車場の設置も求められ、用地の確保が必要となることから、現在の場所での整備は難しいと考えております。

さらに、町内のバス待合所については、冬期間の除雪も含め地域の方々に管理していただくこととなっております。農村部では高齢化と利用者の減少から、冬期間閉鎖している待合所もあり、新たに待合所を整備することは地

域の負担増につながりますし、仮に、一つのバス待合所だけ町が維持管理することとなりますと、他のバス待合所との公平性を保つことができなくなり、地域住民の理解を得ることは困難であると考えます。

高規格幹線道路深川留萌自動車道の整備計画が進む中で、私が担当しておりました平成５年頃から、高規格幹線道路完成後のバス路線について、中央バス、道北バス、沿岸バスの各社と沿線自治体で構成する、高規格幹線道路深川留萌自動車道早期建設促進期成会で協議を重ねてまいりました。この中で、中央バス会社からは、全線開通時には高規格幹線道路に経路を変更する旨の提示がされていましたが、大和田インターチェンジの開通時点で経路変更が前倒しされましたことにつきましては、事前にバス会社から協議もなく一方的な申し出であり、驚愕したところであります。

町では、秩父別パーキングエリア付近へのバス停留所の設置について、町議会で検討いただきましたが、平成８年２月の議員協議会において、設置費用の地元負担や、乗客の利用が不便であるなどの理由から、近隣市町の停留所を活用することとし、設置を見送る決定をいただいたところであります。

平成２５年５月、中央バス会社より運行経路等の変更の報告を受けましたが、町民の利便性を確保するために秩父別パーキングエリアへのバス停留所の設置について、再度、北海道開発局札幌開発建設部深川道路事務所と協議を進めましたが、冬期間の除雪等の問題から理解は得られませんでした。しかし、その後、地域交通の情勢を踏まえ引き続き協議を進めた結果、秩父別パーキングエリアへの長時間の駐車の許可は既にいただいているところであります。

高規格幹線道路深川留萌自動車道の全線開通後は、中央バス会社の高速留萌号は、当初の計画どおり一般道を経由しない直行便に変更されることが懸念されますが、秩父別パーキングエリアへのバス停留所の設置については、本町のみでは乗降客が少ないため、利用が想定される沼田町などにも働きかけ、関係機関との協議を進めてまいりたいと考えております。また、この場合、深川市を経由しないこととなりますので、新たに深川札幌間の直通バスが運行される可能性についても調査しなければならないと考えております。

議員ご指摘のとおり、高齢者をはじめ地域住民の交通の確保は必要不可欠であります。特に、札幌留萌間を結ぶ都市間高速バスにつきましては、秩父別町から札幌市まで乗り換えることなく移動できる利便性の高い交通機関で

あると認識しております。中央バス会社だけでなく、沿岸バス会社においても既に札幌までの都市間高速バスが運行されていることから、秩父別パーキングエリアへバス停留所が移設されることになれば、利用者の利便性を向上するためにも、そのバス停留所で乗降できるよう要望してまいります。地域の過疎化が進む中、利用者の減少によりバス会社の経営は更に厳しさを増し、今後、一般道を経由しない都市間高速輸送に移行してまいります。

町といたしましては、地域住民の移動手段を確保するため、高速留萌号をはじめ深川沼田線や、旭川留萌間など現行のバス路線について維持できるよう、バス運行会社と協議を続けてまいります。なお、これまで高速バスのタクシー利用には、役場に来て事前申し込みが必要でありましたが、平成29年度からは役場での事前申し込みを不要とし、直接タクシー会社に電話をして予約しますと利用できるように手続きを簡素化してまいります。このことで、急な利用や平日役場に来て申し込みができない人も利用が可能となり、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

以上、申し上げまして大野議員の一般質問のお答えにさせていただきます。

議 長（土井君）
大野君。

3 番（大野君）

確かにあそこ、場所設置するほどの広い場所があればの話なんですけれども、場所がない。それで駐車場の整備といってもあそこは駐車場を置けるような、車を置けるようなところでもない。車を持っている方はですね、深川の駅周辺だとか、あるいはその空知中央バスの深川営業所に車を停めて利用することもできるということなんですけれども。あそこで大体待っている方というのは、大体車を持っていないようなそういう方、あるいは何というか、車を駐車していくというそういうふうな方でもないわけですね。そんなもので出来れば、ああいう所にいわゆる屋根付きの待合所があれば、町民の方が大変助かるんじゃないかということで、私は今回の件を一般質問で上げたわけでございます。

確かに言われる通り高規格道路、留萌まで完成すると、事前に高速道路オンリーの高規格道路オンリーの路線になりますよ、ということは、バス会社

の方からもある程度事前通知されておりますので、一般道路に降りてくるということはもうなくなると。そうすると設置したバス待合所もいなくなるということで、費用対効果ではちょっとマイナスかなと思いますけれども、町民のね、特に高齢化著しい本町の町民の足を確保するという意味では、やっぱりそういう問題にも、やっぱり取り組んでいただきたいと思いますっております。

平成8年、設置費用の地元負担だとかあるいは、過去の乗客の利用が不便だという理由で、議会の方でもですね、近隣の町のバス停を利用した方が良いということで、秩父別パーキングエリア内のバス停の設置については見送るというようなことは決定がされたということは聞いております。でもまあ、既に20年経過していると。そしてもう一つはやはり、JR留萌線の存続の問題等もありましてですね、やっぱり秩父別の町民にとって公共交通機関の重要性はまた、今、特に高まっているんじゃないかと思います。そういうことで、今回この質問を取り上げたわけでございます。どうか今後とも町民の足の確保という意味で大いに行政サイドとしても頑張っていただくということを期待しております。

ただもう一点、高速、今のバス停入口に待合所設置が困難だということであれば、前回答弁で南1条のバス停、あそこには待合室があるんですけども。南1条に高速留萌号のバス停を替えてもらうことはどうかということで、中央バスと協議をするという答弁だったんですけども、この南1条の待合所に高速留萌号のバスを停めるということは、これはまだ中央バスとの交渉はやっているのでしょうか。

議 長（土井君）
町長。

町 長（神薮君）

ええとですね。大野議員の再度のご指摘でありますけれども、まず平成8年2月の時にですね、近くのバス待合所という、多分、深川市だと思うんですよ、これはね。ですけども、深川市にも停まらなく、通過しないんじゃないかとそんなことで先程お答えしたように、深川から高速深川号なんというのは出るのか、出ないのかと、そんなことも今後、調査していかなければな

らないというふうに、お答えをさせていただいたところであります。

それから南1条のバス停につきましては、良いんでありますけども、やはり近い所の方が良いんじゃないかということで、そのままにしております。ですから10分間ぐらいですね、あそこで待ち時間も含めてタクシーの中で待っていただくということにしておりますけれども、後段で申し上げましたように今後は、平成29年の4月からはタクシー会社に申し込むと、それだけで良いということに、今、したいなと思っておりますし、更にまた、例えばよそから、札幌から来た時にですね、全然知らない人があそこで降ろされて戸惑ってしまうということがありますので、バス停留所にですね、ご用命の方はタクシー会社、何番ですよという、そういうものも付けるようなことで、今後バス会社に交渉していきたいなと思っております。

よろしくお願いいたします。

議 長（土井君）

大野君。

3 番（大野君）

今の町長の答弁で、私は納得はするんです。で、引き続き中央バス等々にも今後働きかけてくれるということで、今後、調査もしてくれるということでありますので、是非、そこら辺のところは積極的な調査等をお願いしまして私の質問を終えます。

ありがとうございました。

議 長（土井君）

以上で大野君の質問を終わります。

（日程第14 議案第7号「秩父別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（土井君）

日程第14、議案第7号「秩父別町個人情報保護条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

これより、議案第7号に対しての質疑に入ります。 6番 柴田君。

6番（柴田君）

マイナンバーカードについて、ちょっと質問をしたいと思います。

町民に対して発行した発行数と、またあの、発行したけれども不在で戻ってきている数、更に、これを申請した申請数はどれぐらいになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土井君）

住民課長。

住民課長（尾垣君）

マイナンバーカードの発行数ですけれども、すいません、今、手元にある資料といたしましては、カードの交付された枚数をもってございまして、これまで29年2月末までで、210枚のマイナンバーのカードのほうを発行してございます。人口比にいたしまして、8.6%の発行となつてございます。すいません、申請はしてカードは出来ているんですが、取りに来られていない方の数につきましては、ちょっと、のち程お持ちいたしますので。

回答とさせていただきます。

議長（土井君）

6番 柴田君。

6番（柴田君）

あの、住所不定っていうか、なんかそれで不在として戻ってきた数っていうのは、どれぐらい戻ってきてますか。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

個人番号カードにつきましては、申請した上で発行いたしますので、そういった方はいなかったんですけれども。いわゆる通知カードといわれる、全戸に配布されたカードなんですけれども。住所不定で戻ってきたのは、確か2通ほどだったかと思っております。あと、受取を拒否された方も2件いらっしゃいました。

議 長（土井君）

他に質疑はございませんか。ないようですのでこれにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第7号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第15 議案第8号「秩父別町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（土井君）

日程第15、議案第8号「秩父別町の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

これより、議案第8号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。
（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第8号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第16 議案第9号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」）

議長（土井君）

日程第16、議案第9号「秩父別町町税条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

これより、議案第9号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。
（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第9号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案どおり可決いたしました。

日程17に入る前に、先ほど、6番 柴田議員から質問がありましたことに対して、住民課長の方から答弁がございますので、これを許します。

住民課長。

住民課長（尾垣君）

先ほどのご質問でございました、申請枚数ですけれども。すいません、申請をして取りに来てない方の数ですけれども、２６名の方が取りに来てございません。

以上です。

(日程第17 議案第10号「秩父別町コミュニティ会館条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長（土井君）

日程第17、議案第10号「秩父別町コミュニティ会館条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第10号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(ありませんの声)質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声)討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第10号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

(日程第18 議案第11号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長（土井君）

日程第18、議案第11号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第１１号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第１１号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第１１号は原案どおり可決いたしました。

（日程第19 議案第12号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（土井君）

日程第１９、議案第１２号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第１２号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第１２号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第１２号は原案どおり可決いたしました。

（日程第20 議案第13号「秩父別町営ゲートボール場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について」）

議 長（土井君）

日程第20、議案第13号「秩父別町営ゲートボール場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 教育課長。

教育課長（早川君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第13号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第13号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

（日程第21 議案第14号「土地の無償貸付について」）

議 長（土井君）

日程第21、議案第14号「土地の無償貸付について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（高鶴君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

これより、議案第14号に対しての質疑に入ります。 7番 早川君。

7 番（早川君）

貸付先のNPO法人未来の空、この企業内容、会社の内容って教えてください。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

NPO法人未来の空の概要ということですが、このNPO法人につきましては、深川市に在住の矢野さんという方が設立をいたしたNPO法人でございます。事務所の所在につきましては、本町に現在置いとりまして、将来、こちらに建ちますグループホームが完成した暁には、そちらの方に住所を移すというような手はずになってございます。

なお、この法人につきましては、役員が矢野氏の他に5名おりまして、そのうち3名が町内在住しているということで、法人の目的といたしましては、障がい者ですとか高齢者、そういった方に対して、社会から取り残されることのないよう、社会参加自立の支援に関する事業を行い、皆さんが繋がり合う地域社会の創造を目指して、地域福祉の増進に寄与することを目的とした、いわゆる、福祉を目的としたNPO法人となっております。

議 長（土井君）
他に質疑はございませんか。ないようですので。 8 番 本村君。

8 番（本村君）

今までも土地の無償貸付についてはあるわけではございますが、まあ、1年、1年、例えば事業報告だとか、そういう報告の義務とかというのはあるんでしょうか。

もう、30年間、貸すだけなんですか。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

NPO法人の方から特に本町に対して、毎年そのような報告をしなければいけないという義務はございません。

議 長（土井君）
8 番 本村君。

8 番（本村君）
義務はないけれど、そういうことは予定としてあるのですか、ないのですか。義務はないですけれども、そういう予定は一切無いということですか。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

N P O 法人の監査等につきましては、北海道が所管しておりまして、北海道の方から事業運営ですとか、それと障がい者の方の介護をする施設になってございますので、そちらの方の監査も当然ございます。町といたしましても、この土地もそうなんですけれども、建設に対して補助金を支出する予定ともしてございますので、そういった観点から必要に応じてそういった報告なども受け、監査もしていきたいというふうに考えてございます。

議 長（土井君）
他に質疑はございませんか。ないようですのでこれにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 1 4 号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 4 号は原案どおり可決いたしました。

（日程第22 議案第15号「秩父別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について」）

議 長（土井君）

日程第 2 2 、議案第 1 5 号「秩父別町過疎地域自立促進市町村計画の一部

変更について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長（竹内君）

別紙議案により説明

議長（土井君）

これより、議案第15号に対しての質疑に入ります。 8番 本村君。

8 番（本村君）

今回、計画では高齢者福祉施設老人ホーム、和敬園とですね、障がい福祉施設の支援施設の補助事業を行うということでございますが、まああの、過去に和敬園については、今までこういうような計画というのは、あったのか、なかったのかということも含めましてお伺いしたいと思いますし、また、それぞれ補助の率ってというのはどの程度なのか、お知らせをいただきたいと思っています。

議長（土井君）

住民課長。

住民課長（尾垣君）

まず一点目の過去に、この和敬園のこのような改修事業に対して補助のようなものがあったのかということですが、和敬園が施設を建てました時に、町の方で、その借入金に対する利子補給を行ってございまして、そういったこともやってございますし、過去に厨房の大改修をやった時に、町の方では、その費用に対しまして一部補助をしている経緯がございます。

そして補助率についてです。補助率についてですが、上段の和敬園の改修事業につきましては、補助の対象部分となる経費の5分の1と考えてございます。こちらにつきましては、改修事業ということで、5分の1という設定をさせていただいておりますし、その下の、障がい者グループホームにつきましては、新築ということで3分の1以内の補助をするということで、現在のところ考えてございます。

以上です。

議 長（土井君）
8 番 本村君。

8 番（本村君）

補助率は改修と新設ということで違うということでありまして、またあの、過去に和敬園については利子補給と厨房の時に補助をしているということですが、今回の事業のですね、例えば、総額というかその規模、改修工事の規模というのはどの程度のものなのかお知らせください。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

今回の和敬園の施設の改修につきましては、平成28年から平成32年までの計画というふうに聞いてございます。32年度までで、総額1億5,000万円程度の改修ということは聞いてございますけれども、町の方といたしましては、その部分で過疎債の対象となる箇所だけにしまして、いわゆる財源があるということで補助と補助対象としまして、それ以外の部分につきましては、全額、法人の方で用意していただくとそのような形になってございます。

議 長（土井君）
6 番 柴田君。

6 番（柴田君）

運営の方でちょっとお伺いしますけれども、かつては理事、あるいは評議員ということで町内から選出されていたというふうに聞いておりましたが、今は、理事、評議員も含めて一切、運営にはタッチしていないということで理解してよろしいかどうか。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

運営する法人が、運営主体が変わったということで、確か、すいませんあの、確か町内の方はいらっしゃらなかったかなというふうに記憶してございます。

議 長（土井君）
7 番 早川君。

7 番（早川君）

今の柴田議員の質問と課長の答弁、私、聞いたとこね、不思議に思うんですね。和敬園が設置されたときに、町は土地と、それから建築費の利息助成で400万。僕が議員になった時、すでにそれが400万の利子の補助が数年間ずっと計上されていましたね。その時は、町がそれだけいろんな形で助成しているという関係で、今のいう、その和敬園の執行部といいますかね、その評議理事っていいですか、過半数以上が秩父別の住民の人だったんですね。今日、ほとんどいないですよ。それはどういうわけで居なくなったのか、そして尚且つ、居なくなったにも関わらず、また、町も助成する。そこらもちょっとこう、因果関係っていいですかね、ちょっと説明できますか。

議 長（土井君）
町長。

町 長（神薮君）

ええとですね、振り返って、まあちょっと思い起こしてみますと、町の理事長から留萌市の経営者の方に、確か変更になったんですけども、これにつきましては、やはり、お医者さんがいなきゃならないと、そんなことで多分、町のいろんな関係があって、町の関係者はなんていいですかね、退陣を余儀なくされたといいますか、そんなことだと思いますけれども。ただ、うちに施設がございまして、うちの町民がほとんど優先的にもですね、かなり

多くこの施設を利用しております。これがですね、廃止になって留萌の方に行くとか、そんなことになりましたらうちの町民の入る場所がなくなってしまいますので、そうしたことから今回、施設の改修費のみの助成という形で、のち程の予算の中でも説明をさせていただきたいと思っておりましたけれども、この条例改正の中で過疎系の中で出てきたんで、今、お答えをさせていただきます。

議 長（土井君）
7 番 早川君。

7 番（早川君）

本来であれば、予算議会で質問すべきことかなと思いますけど、まああの、当初は評議員の方がほとんどが秩父別の住民でしたよね。ですから、和敬園の入居者も秩父別の住民が優先的に、数多く入られたと思うんですね。まあその後、今日の姿になった時に、全然その、金を出してあげますけどものは言えないという状況でないかと思うんですね。僕はその、和敬園に補助することは、僕は賛成ですよ。それは反対するわけでもないんですけどね、多分、今の言う、今の和敬園の理事長といいますかね、ちょっと考え方、僕は理解できないんですけども、そう思いませんか。

町 長（神薮君）
分かりません。

7 番（早川君）

分かりませんね、そう、町長も分からない、僕も分からない。どうしてそういうことになったのか分からない。そういう中でここでまた、補助金が出るわけですからね、和敬園という存在価値は秩父別にとっては大きいですから、助成することはやぶさかではないんですけどね。どうもそこらちょっと理解できない面があるのかなという、疑問が、持っているんですね。まああの、町長も分からないし、僕も分からないから、答弁しようがないと思いますが、そういう疑問は議員の皆さんも皆、持っていると思いますね。なんて言ったらいいか分かりませんね、本当に。だけど、事実はやっぱ理解で

きない事実ですよ。

議 長（土井君）
住民課長。

住民課長（尾垣君）

現在、和敬園の方では、月に1度は入所判定委員会というものを行ってございます。待機の方がたくさんいるんですけれども、その中で町の方では、例えば、窓口にですね、家族の方が早急に入所先を探しているんだとか、そういったケースがありましたら、この入所判定委員会の方には町の職員が出席しておりますので、そういったところでですね、優先的に配慮していただくというふうな形で進めてございます。

7 番（早川君）
まあ、そういうことで理解します。

議 長（土井君）
暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時25分

再 開 午後2時26分

再開をいたします。

他に質疑はございませんか。質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第15号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

(日程第23 議案第16号「平成29年度秩父別町一般会計予算について」、日程第24 議案第17号「平成29年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」、日程第25 議案第18号「平成29年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」、日程第26 議案第19号「平成29年度秩父別町介護保険特別会計予算について」、日程第27 議案第20号「平成29年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について」、日程第28 議案第21号「平成29年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」)

議 長 (土井君)

日程第23、議案第16号「平成29年度秩父別町一般会計予算について」

日程第24、議案第17号「平成29年度秩父別町国民健康保険事業特別会計予算について」

日程第25、議案第18号「平成29年度秩父別町後期高齢者医療特別会計予算について」

日程第26、議案第19号「平成29年度秩父別町介護保険特別会計予算について」

日程第27、議案第20号「平成29年度秩父別町農業集落排水事業特別会計予算について」

日程第28、議案第21号「平成29年度秩父別町簡易水道事業会計予算について」

以上6つの案件を一括議題といたします。

各会計の概要について説明を求めます。最初に一般会計予算について説明願います。 総務課長。

総務課長 (高鶴君)

別紙議案により説明

議 長 (土井君)

次に、国民健康保険事業特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長 (尾垣君)

別紙議案により説明

議 長（土井君）

次に、後期高齢者医療特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

次に、介護保険特別会計予算について説明願います。 住民課長。

住民課長（尾垣君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

次に、農業集落排水事業特別会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

次に、簡易水道事業会計予算について説明願います。 建設課長。

建設課長（永峰君）

別紙議案により説明

議 長（土井君）

以上で、各会計予算についての概要説明を終わります。

お諮りいたします。議案第16号から議案第21号までの6件の議案審議にあたっては、全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）異議なしと認めます。

よって、本案件につきましては、全議員をもって構成する予算審査特別委

員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

(延会宣言)

議 長（土井君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度に留め、延会としたいと思えます。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

明日、3月10日午後4時15分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願います。ご苦勞様でした。

延 会 午後 2 時 3 5 分